

## 1 通級による指導とは？

「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒を対象として、その障がいの状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うものです。

通級による指導は、週に数単位時間程度の指導であるため教科の学習等大半の授業は、通常の学級で受けます。つまり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を児童生徒がニーズに応じて受けながら、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながる効果的な指導であるといえます。

通級による指導の対象となる児童生徒については、市町村の就学指導委員会や保護者などの意見を聞き、障がいの状態、特性及び児童生徒の成長段階に応じて適切に就学指導を行うことが必要です。

また、現在、通級による指導を受けている児童生徒についても、その児童生徒の障がいの状態を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮することが必要です。つまり、言語障がいの場合であれば、その障がいの状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、通級による指導を終了して、通常の学級で全ての授業を受けるようにするということです。

通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、個々の児童生徒の障がいの状態に応じた総合的な判断が必要となりますが、そのうち、医学的な診断は、障がいの医学的な観点からの障がいの状態を把握するため非常に重要であるものの、単に医学的な診断があること又は診断がないことによって、それのみにより、教育的な対応をすることがないように留意する必要があります。

通級による指導を担当する教員は、基本的には、一つの障がいの種別に該当する児童生徒を指導することになりますが、近年の障がいの多様化を踏まえ、当該教員の専門性や指導方法の類似性、個々の児童生徒の障がいの状態などに応じて、通級による指導として教育上効果的な指導が実施できる場合は、当該障がいの種類とは異なる障がいの種類に該当する児童生徒を指導することができるものと考えられます。

※引用文献「通級による指導の手引き」平成19年1月 文部科学省

## 2 通級による指導の対象

通級による指導の対象となるのは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHDの児童生徒です。対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の就学指導委員会が保護者などの意見を聞き、障がいの状態及び発達の段階や特性等を考慮して、在籍校の校長が適切に判断することが必要です。

なお、通級による指導を他の学校に通って受ける場合は、対象となる児童生徒が在籍している校長が、その授業を自校の授業とみなすことができます。また、対象となる児童生徒に対する通常の学級における指導と通級による指導が共に効果的に行われるためには、それぞれの担任教師同士が情報交換を行う等の連携を図ることが大切です。そうすることにより、特別の指導の場における指導の成果を、在籍する学級及び学校においても生かしていくことができ、各学級、学校での指導の充実につながるといえます。

対象となる児童生徒の障がいの種類と程度は、次に示すとおりです。

障がいの種類	程度
言語障がい者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
情緒障がい者	主として心理的な要因による選択性かん黙等がある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障がい者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障がい者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※引用文献「障害のある児童生徒の就学について」（通知）平成14年5月 文部科学省

※引用文献「学校教育法の一部改正等について」（通知）平成18年3月 文部科学省

### 3 通級による指導の教育課程

通級による指導における「特別の教育課程」は、小・中学校の通常の教育課程に加えるか、又は振り替えて実施することができます。

この「特別の教育課程」で行う特別な指導は次の二つです。一つは障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために特別に設けられた「自立活動」の指導で、通級による指導の基本となります。もう一つは、これに加えて特に必要がある場合に、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導です。

通級による指導は、学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、教科の指導は、特に必要がある場合に補足的に行うものであるため、教科の補充が大半を占める形態にならないように留意する必要があります。

通級による指導の教育課程の編成については、学校教育法施行規則に次のように規定されています。

第140条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他の障害がある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

## 4 通級による指導の授業時数

通級による指導を行う場合の指導時間は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする自立活動の指導と、必要に応じて各教科の内容を補充するために行う特別の指導とを合わせて、年間35単位時間（週あたり1～8単位時間相当）行うことが標準とされています。

ただし、学習障がい（LD）及び注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒については、児童生徒の状況によって、年間10単位時間（月1単位時間）からの指導を行うことが可能です。これは、LD及びADHDの児童生徒については、月1単位時間から指導を行うことで、効果が得られる例があるからです。例えば、週に数時間程度、通級による指導を受けていた児童生徒の障がいの程度が改善した場合、指導時数を減らし、月1単位時間程度の指導を受ける場合が考えられます。また、LDの児童生徒について、認知の偏り等に配慮した学習方法を習得し、その方法を使って学習を進められるようにするための指導や、ADHDの児童生徒について、授業や学校生活において適切な行動ができるようにするための指導などで、月1単位時間程度の指導で効果が得られる例があると考えられます。

通級による指導は、その児童生徒の教育課程の中で行っても、あるいは放課後に行ってもよいとされています。しかし、いつも同じ教科等を指導の時間に当てると、各教科の内容の全ての履修ができないことになる可能性があります。そのため、通級による指導を受ける時間や曜日を工夫して、教育課程を編成することが必要です。

また、他校に通級する児童生徒の場合は、放課後に指導を受けることが多くなることも考えられますが、学校や地域、児童生徒の実態、指導内容を勘案しながら、適切に判断し、児童生徒の負担が過重にならないように十分配慮することが必要です。



## 5 通級による指導の内容

自立活動の指導に当たっては、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行います。

各教科の補充指導とは、障がいの状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではありません。例えば、言語障がいについては、自分の考えをまとめ他人に伝える点に困難がある場合、国語の時間に音読の指導をしたり、感想や意見をまとめて話す指導をしたりすることになります。障がい種ごとの具体的な指導内容は次のとおりです。

障がい種	指導内容
言語障がい	正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導、遊びの指導、劇指導、斉読法などによる話し言葉の流ちょう性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結びつけた言語機能の基礎的事項に関する指導 等
自閉症	円滑なコミュニケーションをとるための知識・技能を主な指導内容とした個別指導、個別指導の般化場面として音楽や運動、ゲームや制作活動を小集団指導（グループ指導）、学校の決まりや適切な人間関係を維持するための社会的ルールの確認など社会的適応に関する指導内容 等
情緒障がい	発症の時期に応じた指導内容（カウンセリング等の指導を中心とする時期、緊張を和らげるための指導を行う時期、再発を防ぐために未学習の学習を補強する時期） 等
弱視	視覚認知、目と手の協応、視覚補助具の活用等の指導、算数・数学の図形に関する指導、社会科の地図指導など視覚的な情報収集や処理の仕方の方法の指導内容、通常の学級における学習や生活を円滑に行うための指導内容 等
難聴	補聴器を適切に装用する指導、聴く態度、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導、日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いの理解についての指導、通常の学級における学習や生活を円滑に行うための指導内容 等
L D	聞くことの指導（注意を持續させたり、音量に配慮して注意深く聞く指導） 話すことの指導（話したいことをメモして話す、書かれたものを見ながら話す指導） 読むことの指導（文字を見極めながら読む、文字の細かな形の違いを見極めながら読む指導、指示語の理解を図る指導、書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導） 書くことの指導（間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書く指導、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導） 計算することの指導（身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を読解しながら文章題を解く指導） 推論することの指導（図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解させる指導、位置関係を理解させる指導 等
A D H D	高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。不注意による間違いを少なくする指導（刺激を調整し、注意力を高める指導、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導 等） 衝動性や多動性を抑える指導（指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組みせるようにする指導、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守らせるようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導 等）

## 6 宮崎県の通級指導教室

平成22年度、宮崎県では、小学校29校、中学校5校、特別支援学校2校、合わせて50の通級指導教室が開設されています。

	種別	学校名
小学校	言語	【中部】 宮崎小学校、小戸小学校、赤江小学校、広瀬小学校、 飫肥小学校、油津小学校、有明小学校、妻北小学校、 高鍋東小学校（2教室）、富田小学校、川南小学校 【南部】 明道小学校、小林小学校、飯野小学校、加久藤小学校 【北部】 恒富小学校（2教室）、富高小学校、高千穂小学校
	難聴	【中部】 宮崎小学校、南郷小学校
	自閉症・情緒	【中部】 宮崎小学校、小戸小学校、赤江小学校、恒久小学校、 加納小学校、飫肥小学校、妻北小学校 【南部】 明道小学校、西小学校 【北部】 恒富小学校
	LD・ADHD	【中部】 檉小学校、国富小学校、宮崎南小学校、江南小学校、 広瀬小学校、広瀬北小学校、高鍋東小学校、妻南小学校 【南部】 明道小学校、小林小学校 【北部】 門川小学校
中学校	自閉症・情緒	【中部】 清武中学校 【南部】 都城西中学校
	LD・ADHD	【中部】 宮崎西中学校、大宮中学校 【北部】 岡富中学校
特別支援学校	難聴	【南部】 都城さくら聴覚支援学校 【北部】 延岡ととろ聴覚支援学校